

第10回西和賀町議会臨時会

令和2年11月26日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第10回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

なお、コロナウイルス感染症予防対策のため、適宜休憩を取りながら議場の換気を行うこととします。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番、早川久衛君、10番、淀川豊君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

本日の臨時会への出席を求めました細井町長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。総務課長、高橋三智昭。企画課長、

吉田博樹。観光商工課長、佐藤太郎。

以上であります。

議長 ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長 おはようございます。私から、行政報告を2件申し上げたいと思います。

初めに、町立西和賀さわうち病院の医師体制について報告いたします。既にご存じの方も多いと思いますが、去る10月1日より新たに常勤医師として赤坂祐一郎先生が着任しております。赤坂先生は、腎臓内科がご専門の先生であり、9月末までは県立中央病院に勤務されておりました。赤坂先生が着任されたことにより、西和賀さわうち病院の医科の常勤医師は4名となり、診療体制が一層充実し、町民の皆様の安心感も増すものと思っております。

本来であれば、事前に町民の皆様にお知らせすべきことではありますが、県立病院の人事の都合上、着任ぎりぎりまで公表できなかったため、今回の臨時議会での報告となりますことをご了承いただきたいと思います。

赤坂先生は、着任後既に2か月近く経過しておりますので、患者さんやスタッフともすっかり打ち解けて、精力的に診療活動を行っております。今後も町立病院の円滑な運営のために、その役割を果たしていただきたいと思いますところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について報告します。県内では新型コロナウイルス感染者が多数発生し、感染源の推定が困難な事例や、職場、飲食店、高齢者施設における複数のクラスターも発生しております。国内でも

11月に入ってから2,000人を超える感染が確認され、全国的に増加傾向が見られることから、町では11月16日に感染防止対策のチラシを全戸配布するなど、感染防止対策へのご協力をお願いしているところであります。

これから季節性インフルエンザの流行の時期も重なってまいりますので、町民一人一人の感染対策に対する理解、取組が非常に重要になってくると考えております。

町民の皆様におかれましては、基本的な感染防止対策のマスクの着用、手洗い、消毒、3密を避ける行動、室内の換気などを徹底して行っていただきますよう改めてお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスは、誰しものが感染し得る病気でありますので、感染症患者や、その関係者に対する思いやりの気持ちを持っていただくとともに、医療関係者などに対して感謝と思いやりの気持ちを持って応援していただくことをお願い申し上げます。

私から、以上行政報告2件であります。本臨時会、よろしくお願い申し上げます。

議長　これで行政報告を終わります。

続いて、日程第3、承認第1号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長　ただいま上程になりました承認第1号　令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、川尻温泉及び志賀来温泉の源泉ポンプが故障し、揚湯ができなくなり、緊急に修繕が必要になったこと、また民間温泉施設の揚湯ポンプの故障により、温泉開発事業費補助金の交付が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年11月18日に専決処分を行ったので、同条第3項

の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ585万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,202万4,000円とするものであります。

初めに、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。7款1項3目観光費、観光費臨時事業、18節負担金、補助及び交付金77万円の増額は、民間温泉施設の揚湯ポンプの修繕に要する費用に対し、補助するものであります。温泉事業、27節繰出金508万2,000円の増額は、川尻温泉及び志賀来温泉の源泉ポンプの修繕に係る費用分を温泉事業特別会計へ繰り出すものであります。

次に、6ページの歳入を御覧ください。12款1項1目地方交付税のうち普通交付税508万2,000円と、20款2項1目他会計繰入金77万円のそれぞれ増額し、今回の補正事業の財源を調整するものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

早川久衛君。

9番　今直ったようですけれども、回復まで2週間から3週間かかって、住民は非常に不便がかかったわけなのですけれども、今後の対策、何か考えているでしょうか。

議長　観光商工課長。

観光商工課長　それでは、ただいまのご質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

まず、今回の案件でございますが、端的にお話ししますと、まず川尻温泉の源泉について、10月下旬にお湯が上がってこないという現象が発生しました。その対策について、対応につい

て協議、実施について調整を行っているさなかに、今度は志賀来温泉の源泉も同じような故障をしたということであります。

町のほうといたしましては、予備ポンプが1台ございましたので、当初ほっとゆだの源泉を入れ替えるという工事を行う予定で動いていたわけですが、そのような状況からほっとゆだといいたしましうか、川尻の温泉と志賀来の温泉につきましては、ポンプが同じタイプでございましたので、業者も違うような状況の中で、片方を先に入れ替えてしまった場合、その後のポンプがさらに劣化度がひどい場合には、年内にポンプが入らないといった事実もございましたので、2業者と調整、または予算の調整を行いながら、同日に修繕を行った経緯がございます。

そういったことから、状況といたしましては、通常の修繕にかかる日数よりも大幅に長くなってしまったというふうに考えておるところでございます。

ご質問につきましては、2週間から3週間それぞれかかっている状況の中で、住民に対してご不便をおかけしたことについて、今後の対応についてといったことでございますので、過去からもまずお話をしていますとおり、現在町の経営している公営の温泉につきましては10の施設がございまして、それにつきまして検討してきておりましたのは、事後保全型ではなくて予防保全型に切り替えていくのが大切であろうということでございます。

ただ、どうしても10の源泉が、ポンプでないものもございますけれども、10の温泉全て、そのうちでは温泉を供給、購入されている施設もございますけれども、その施設を全て予防保全型で行おうとするとなれば、年間やはり想定するだけでも1,000万から2,000万を毎年経費支出するということになります。

現在温泉の売却、もしくは住民との協議の中で譲渡などを行いながら、整理を行っている最

中でございますので、そういった中では今後予防保全型の形を取っていけるような形にしたいというふうに考えておるところでございます。具体的には、民間が行っているように、定期的にポンプを上げ、オーバーホールをし、交換をしていくということが大切であろうというふうに考えているところと、さらに日々の水位の状況、水量の状態などを確認しながら、事前におかしくなる前に対応できるような形を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 早川久衛君。

9番 大体考え方は分かりましたけれども、今の時代に20日間にわたって温泉を止めるというのは、その地域にとってはえらい大変な状況なわけで、私思うのは、実は湯本も巣郷も業者を全部、こういうふうな対応がすぐできない業者は替えている経過がありますので、それで今質問しているわけで、業者を替える考えはないのかということをお聞きします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 現在町の指名業者となっております井戸の関係の業者さんというのは、二十数者ございますけれども、井戸ごとに今までやってきた経緯というのは全て把握されておりますので、そういった中で業者の方と、緊急対応でございましたので随意契約となりましたけれども、そういった中での対応をさせていただいたところでございます。緊急対応でございましたので、こういった場合に業者を替えるとなりますと、さらに過去からの経緯、状況判断をさせていただくような形になりますから、かえってトータル的には時間がかかるものというふうに判断もいたしましたし、さらに2源泉が同時におかしくなるような状況でございましたから、そういった中での調整を行うということであれば、即座に業者を替えてというような判断には至らなかったということでございます。

議長 早川久衛君。

9番 問題は、どうも状況を見ていけば、源泉を掘った業者にこだわっているのではないかと私思うのです。巣郷も湯本も全然それは関係なく見ての新しい業者に替えているわけで、簡単にそれはできるわけですから、今の世の中にはいろんな業者いるわけですから、ポンプも今年いっぱい供給できないような業者ではなくて、それは何ぼもいると思いますので、その辺はやっぱり今後の課題で、解決したほうがいいと思いますけれども。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 議員おっしゃるとおりだというふうに考えております。今回に関しましては、業者がポンプというよりは、メーカーからポンプの納入が年内はできないというお話ですので、たとえ業者を替えても同じメーカーのものを使えば同じであったということでございます。そうなりますと、ポンプごと違うメーカーに切り替えるという検討が必要になるわけで、さらに金額も高額になるということでもございました。

今後、事後保全ではなくて予防保全型の形であれば、事前に予算化をした中で、業者に関しては緊急対応の中での随意契約ということになれば、対応はしていけるというふうに考えておりますので、そういった部分については議員おっしゃるとおり、検討させていただきたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 今回のポンプの修理についての補正の詳細についてお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 今回公営の温泉につきましては、先ほどから申し上げているとおり、川尻温泉と志賀来温泉といったことで、まず原因につきましては、地下にあるうちであれば想定といったことになりましたけれども、源泉ポンプの絶縁抵抗がゼロであった、川尻温泉について、ということでございます。ということは、漏電して

いる、ショートしているといったことですので、ポンプ自体はまだ替えて数年でしたので、モーターか水中ケーブルの故障であろうというようにございまして。

また、志賀来温泉につきましても同じようにポンプの絶縁抵抗値がゼロでしたので、ただモーターと水中ケーブルにつきましてもは、劣化している可能性が非常に高かったものですから、多分そうであろうという想定をさせていただいたところですので。同様のケースでしたので、同日に施工させていただいた上でということになります。

今回の金額につきましては508万2,000円でございますが、まず川尻温泉につきましては、ポンプの入替えは現在あるポンプにモーターと水中ケーブルを既にあるものを取り合わせる形で入れました。税込みで83万6,000円といったこととなります。それから、志賀来温泉につきましては、バックアップ用にとっておりましたポンプにモーターと水中ケーブルを取り合わせる形で設置をさせていただいて、税込み424万6,000円といった状況でございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 確認しますけれども、新しいのに取り替えたわけではなくて、志賀来のほうは置いているのを交換したと、川尻のほうは修繕したということよろしいですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えします。

ちょっと今回複雑な状況でございまして、丁寧にもう一度説明をさせていただきます。

2台のポンプがまず壊れましたといったことで、バックアップにあったのは1台であったと。部品納品として供給できるといった状況であったのは、水中ケーブルとモーターであったということでございます。ポンプにモーターがついていて、さらに水中ケーブルがあるということでございます。

今回バックアップであった予備ポンプにつきましては、沢内バーデン、志賀来温泉に入れさせていただきましたが、水中ケーブルとモーターにつきましては新品の部品を設置して入れさせていただきましたということでございます。

また、ほっとゆだ、川尻源泉につきましては、現在のポンプにモーター部分の焼きつきだけが見られましたので、モーターをそちらから持ってきて入れた上で交換をしたということでございます。ですので、トータル的には予備ポンプ1台と購入させていただいた水中ケーブルとモーターそれぞれ1台ずつということになることとございました。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました承認第2号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、承認第1号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由で説明したとおり、川尻温泉及び志賀来温泉の源泉ポンプが故障し、揚湯できなくなり、緊急に修繕が必要になったこと、また民間温泉施設の揚湯ポンプの故障により、温泉開発事業費補助金の交付が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年11月18日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ585万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,785万5,000円とするものであります。

初めに、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。1款1項1目温泉施設管理費、10節修繕料508万2,000円の増額は、川尻温泉及び志賀来温泉の源泉ポンプの修繕に要する費用であります。

1款2項1目一般管理費、27節一般会計繰入金77万円の増額は、民間温泉施設の揚湯ポンプの修繕に係る費用分を一般会計へ繰り出すものであります。

次に、6ページの歳入を御覧ください。3款1項1目一般会計繰入金508万2,000円、3款2項1目温泉開発整備基金繰入金77万円をそれぞれ増額し、今回の補正事業の財源を調整するものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第2号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第5、議案第1号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院は、本年10月7日に公務員と民間との比較に基づく給与改定に関する勧告を行いました。西和賀町においては、従来から人事院勧告に準じ給与改定を実施してきたところであり、人事院勧告を基本として条例改正をしようとするものです。

改正内容は、職員の特別給について、現在の年間4.50月分を年間4.45月分とするため、期末手当を0.05月分引き下げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。それでは、条例改正の詳細について説明いたします。

議案の裏面、上の表になりますけれども、第1条関係の新旧対照表を御覧ください。第20条第2項の期末手当の支給割合について、100分

の130を100分の125に改め、令和2年12月期支給の期末手当を0.05月分引き下げるものです。

この第1条関係の規定は、公布の日から施行になります。

次に、下の表ですけれども、第2条関係の新旧対照表を御覧ください。第20条第2項の期末手当の支給割合について、令和3年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の127.5に改め、年間で0.05月分引き下げるものであります。この第2条関係の規定は、令和3年4月1日からの施行になります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 今この臨時議会に提起されたわけですが、人事院のほうではこの勧告を出す理由として、どのようなことを挙げておられるのかお伺いしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 人事院勧告の内容について、お答えしたいと思います。

まず初めに、特別給の改定についてですけれども、民間給与の調査を行いまして、特別給について昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績、支給割合ともいいますけれども、支給実績と公務の年間支給月数を比較した結果、民間の支給割合が4.46月、公務の支給月数が4.50月ということで、民間との支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるというふうな内容となっております。

また、月例給の改定については、民間給与との比較、同じく公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較した

結果、民間との格差が0.04%と極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないというふうな勧告の内容となっております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 ということで、具体的に平均的なところで、どれぐらいの数値になるのかお知らせください。

議長 総務課長。

総務課長 今回の0.05月分を引き下げることによる影響額ということで、お答えしたいと思います。

一般職の職員、合計で約295万円減額となるというふうに推計しております。

以上です。

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第1号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第2号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条

例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院勧告を基本とした西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当の支給割合の改正と同様に、期末手当を0.05月分引き下げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例改正の詳細について説明いたしますが、改正内容については先ほど議決いただきました一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同じ内容となっております。

議案の裏面、上の表になりますけれども、第1条関係の新旧対照表を御覧ください。第16条第2項の期末手当の支給割合について、100分の130を100分の125に改め、令和2年12月期支給の期末手当を0.05月分引き下げるものです。この第1条関係の規定は、公布の日から施行になります。

次に、下の表になります第2条関係の新旧対照表を御覧ください。第16条第2項の期末手当の支給割合について、令和3年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の127.5に改め、年間で0.05月分引き下げるものです。この第2条関係の規定は、令和3年4月1日からの施行になります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第3号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当の支給割合引下げ相当分として、期末手当を0.05月分引き下げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例改正の詳細について説明いたします。

町長、副町長、教育長の期末手当については、人事院勧告に伴う一般職の特別給の改定率を考慮し、調整を行ってきたところでございます。今回の一般職の職員の特別給支給割合が民間と比較し、上回っているということで、先ほどご

決定いただきましたように、期末手当を0.05月分引き下げることとなったことにより、町長、副町長、教育長についても一般職の職員の期末手当支給割合引下げ相当分を期末手当で調整するための改正を行おうとするものです。

議案の裏面、上の表になります。第1条関係の新旧対照表を御覧ください。第3条第2項において、一般職の職員の期末手当の支給割合である100分の130を100分の157.5に読み換えて規定しているものを100分の152.5に改め、令和2年12月期支給の期末手当を0.05月分引き下げるものです。この第1条関係の規定は、公布の日からの施行になります。

次に、下の表になります。第2条関係の新旧対照表を御覧ください。第3条第2項の期末手当の支給割合について、令和3年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の155に改め、年間で0.05月分引き下げるものです。この第2条関係の規定は、令和3年4月1日からの施行になります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第4号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例も西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、議会の議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

改正内容は、一般職の職員の期末手当の支給割合引下げ相当分として、期末手当を0.05月分引き下げるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例改正の詳細について説明いたします。

2ページ、第1条関係の新旧対照表を御覧ください。第5条第2項の期末手当の支給割合について、町長、副町長、教育長と同様の理由により、100分の157.5を100分の152.5に改め、令和2年12月期支給の期末手当を0.05月分引き下げるものです。この第1条関係の規定は、公布の日からの施行になります。

3ページ、第2条関係の新旧対照表を御覧ください。第5条第2項の期末手当の支給割合について、令和3年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ100分の155に改め、年間で0.05月分引き下げるものです。この第2条関係の規定は、令和3年4月1日からの施行になります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第5号 町民バスの取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 町民バスの取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、取得する財産、町民バス。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、2,267万円。
- 4、契約の相手方、和賀郡西和賀町大沓36地割54番地2、有限会社佐藤自動車、代表取締役、佐藤一久。

参考までに、納期は令和3年3月30日。見積

り徴収事業者は、町内の自動車整備事業者全8者と町外の製造販売事業者1者の合わせて9者。見積書の開封は10月30日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1番 今回25人乗りのバスということでよろしいですか。人数的なものと、それから町内の公共交通機関の確保ということの内容でありますけれども、どのような形でこのバスを使用するのか、その辺お伺いします。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

まず、人数のことのご質問でございました。今回は25人乗りということで設定をさせてもらってございます。今までは29人乗りでございましたけれども、25人乗りということで座席のスペースを少し広げて、乗り降りしやすい形、またコロナ対策という形で間隔を取った形のスタイルの車2台を予定してございます。

使い方ですけれども、現在運行しております町民バス、おでかけバスとよく呼んでいますけれども、そちらの2台が老朽化してきてございますので、主にそちらのほうの運行に使いたいというふうに考えてございます。古くなったものについては、予備として1車はまず置きたいものと考えてございますし、今後の町全体の運行、県交通さん撤退という部分でございますので、そういった部分で使えるものについてはできるだけ使いたいなというふうには考えてございます。今現在検討中ではございまして、使えるものは有効に使うというような形で運行していきたいというふうに考えてございます。

議長 高橋宏君。

8番 今回のバス、コロナ対策という仕様にな

っているようではすけれども、冬の寒い時期など、空気の入替え等の必要なく、そのまま使えるのか、外気を入れるという必要性がないのか、その点についてお伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

今日お配りしました議案の最終のページに町民バスの仕様書ということで、そこにコロナ対策の仕様ということで、2番目に記載してございます。その中に空調機能ということで、プラズマクラスター装置付きフルオートエアコンということで、一応車内の空気の清浄に関しては、こういった機能も使いながらコロナ対策をしていきたいというふうには考えてございます。

ただ、やはりこれで全部対策できるものではないというふうに考えてございますので、ある程度やっぱり換気は必要なものというふうに思っております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 町民バスの取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の議事を終了しました。

これをもって第10回西和賀町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時53分 閉 会